

議会運営委員会

日 時 令和元年10月28日(月) 午前10時～
場 所 第3委員会室

1 議会の活性化について

(1) 早期検討項目について【別紙No.1～4】

2 その他

○次回の日程

(候補日) 11月15日(金) 午前10時

令和元年10月28日

◇議会活性化の検討結果について

(1) 検討優先度①とした項目及び意見等(5項目)

No.	項目	前回検討時(8/28)の意見等
1	議会における災害発生時の対応要領(共産党議員団)(公明党議員団)	9月7日の市総合防災訓練に合わせて実施する議会の訓練以降に、あらためて対応要領について検証する。 →【別紙No.2】【別紙No.3】
4	防災・減災特別委員会(新清流会)	所管を整理するなど、内容を検討しながら設置を前向きに検討していく。 →【別紙No.4】
5	議会行政視察内容の情報提供・提言(新清流会)(共産党議員団)	3常任委員会が行政視察の報告を行い、検討・提言していく方法をとるのか等、会派に持ち帰り、検討する。
6	決算事務事業評価のあり方検討(新清流会) ↓ 「事業を減らすことが目的ではないが、廃止、縮小の評価がまったく出されてこなかった。果たして、その手法は正しいのか。」	9月議会の事務事業評価を実施した後、検討する。 →【参考資料】
10	月例常任委員会のあり方検討(新清流会)	実施済み (委員会の活動テーマを決めた取組みは、すでに実施しているため)

亀岡市議会 災害対応マニュアル

平成24年12月12日 幹事会決定

災害発生

【議会事務局】

○議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。

○議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

安否確認・連絡 体制の確立

【議会事務局】

○議会事務局は、自宅電話、携帯電話、ファックス、メール等により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

○議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう常に所在を明確にしておく。

情報収集 提供

【議会事務局】

○議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

- ①地域の救助活動等に協力する。
- ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

亀岡市議会災害 対策本部設置

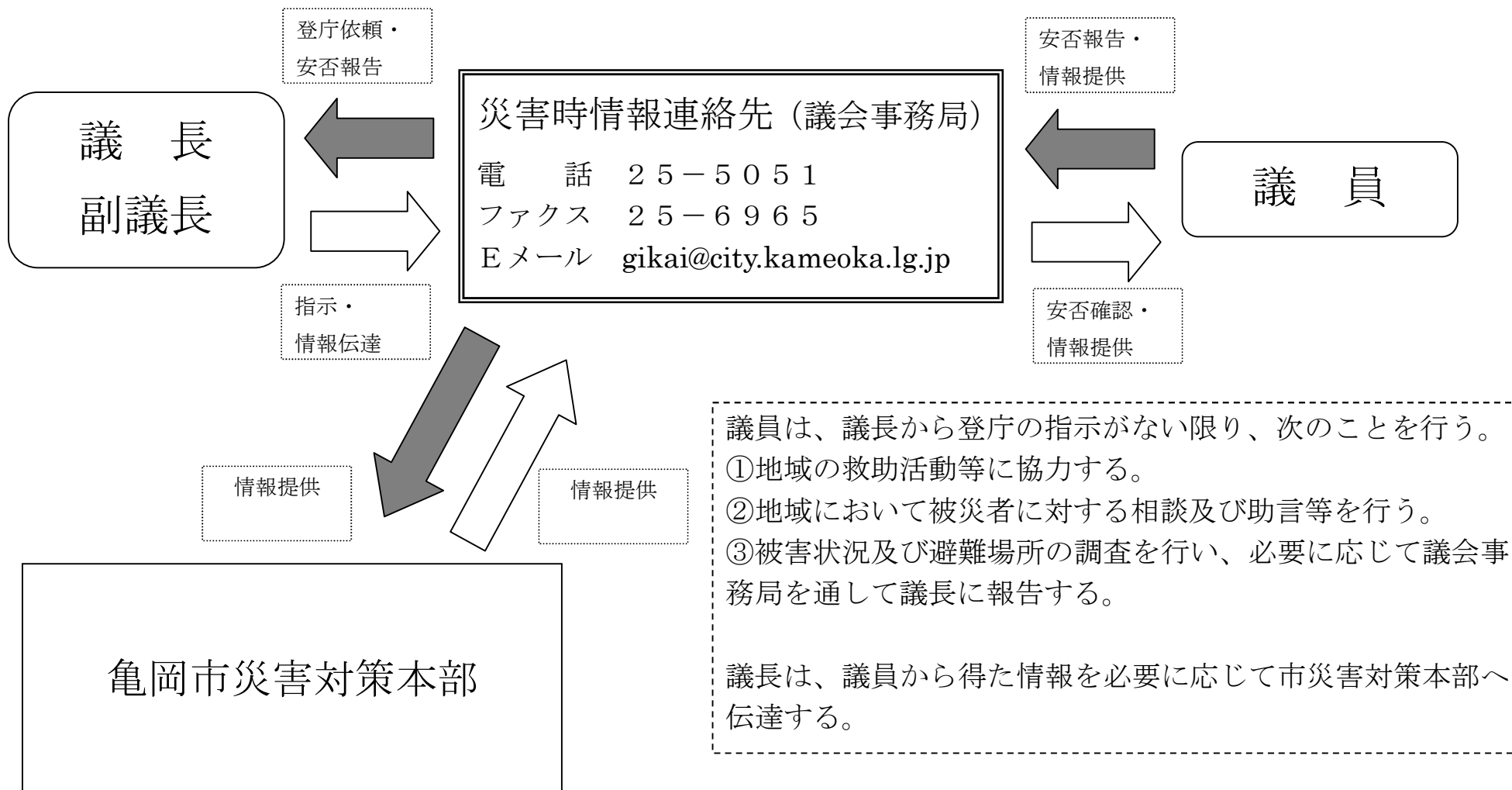
【議長】

議長は、被害の状況により、議会対応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

【議員】

議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。

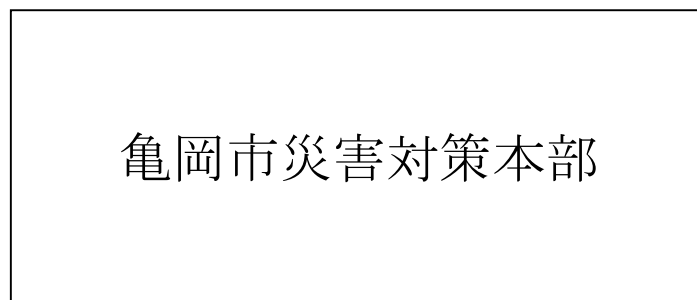
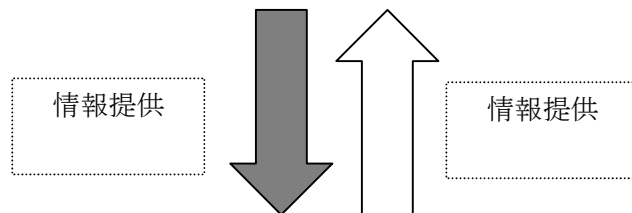
【亀岡市議会災害対応マニュアル フロー図①（災害発生～情報提供）】



【亀岡市議会災害対応マニュアル フロー図②（災害対策本部設置時）】



議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。

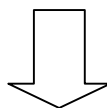


防災・減災対策特別委員会について

1 前回までの検討内容

前回の委員会での主な意見は下記のとおり。

	内 容
提案 ①	常任委員会だけでは対応できない。大阪北部地震では高槻市でブロック塀が倒れたが、所管は教育委員会である。災害対応としては、産業建設常任委員会も所管している。常任委員会で調査するには、ばらばらであり、1つの特別委員会で対策をとる必要がある。
提案 ②	桂川・支川対策特別委員会は、活動を特化して国に要望等を行っている。近年、線状降水帯が発生するなど、気象条件が変わってきており、防災・減災特別委員会で、前もって研究・調査しておくことが必要である。周期的に起きている地震について調査して学ぶことも大事。
意見 1	防災・減災の特別委員会として、桂川・支川対策特別委員会の活動を含め、桂川とその支川の対策や地震、台風の対策も統合するのによいのではないかと考えている。
意見 2	いろいろなことを想定する中で研究をしていくということであれば必要である。常任委員会で検証していくということも理解する。
意見 3	1つの案件を調査していくときに、常任委員会では縦割りになるので、連携するための特別委員会には賛成である。



前回のまとめ	特別委員会設置について、内容については検討する必要がある。大きな地震が起きた場合等に、所管を超えて調査・研究するための委員会が必要だということである。 所管を整理しながら前向きに検討し、結論を出していく。
--------	---

2 災害の定義

災害対策基本法第2条第1項では、以下のとおり定義されている。

「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因（放射性物質の放出、多数の者の避難を伴う船舶の沈没、その他大規模な事故）により生ずる被害。」

3 桂川・支川対策特別委員会

(1) 定数「7人」

(2) 設置目的

「日吉ダムの運用並びに桂川本川及び支川の総合的な治水・利水対策の推進を図る。」

(3) 過去の調査事例

- ・河川改修の状況と今年度の計画
- ・曾我谷川および七谷川の現地視察
- ・霞堤の現地視察
- ・桂川上流圏域河川整備計画
- ・桂川下流域における緊急治水対策事業の現地視察 等

4 新たな特別委員会の検討事項

(1) 名称「_____特別委員会」

案1 「防災・減災対策特別委員会」

案2 「総合的災害対策特別委員会」

(2) 定数「_____人」

(3) 設置目的（所管事項）

「_____」

◎前回検討時の意見としては、議会として防災・減災に努め、災害が起きた際、どのように対応していくかを検討するための特別委員会が必要。

↓

案1 「防災・減災に関すること。」

案2 「災害に関する総合的な調査・検証に関すること。」

(4) 付記事項（設置目的）

「ただし、桂川・支川対策特別委員会の所管に属する事項を除く。」